

別記
第1号様式(第14条関係)

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 府 知 事		平成28年7月26日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒621-0811 京都府亀岡市北古世町2丁目15番1号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ニチコン亀岡株式会社 代表取締役工場長 小林 宏樹
環境マネジメントシステムの名称	ISO14001	
適用範囲	ニチコン亀岡株式会社	
導入年月日	1998年 11月 28日	
認証番号	JQA-EM1768	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷軽減に大きく貢献する製品開発を進めます。 ・環境関連法規制、その他要求事項を順守すると共に、社会的環境要求の変化にも迅速に対応し、当社の合意した顧客要求の順守をコミットメントします。 ・省エネ、リサイクルなど資源を有効活用し低排出型の事業活動を推進します。 以上は弊社環境方針から抜粋したものです。	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	(1)工場で使用エネルギー(電力、A重油、LPG、ガソリン)の生産金額当りのCO ₂ 排出量を2015年度比で1.0%以上の削減を図る。 (2)製品廃棄率(製品廃棄金額/生産金額)を2015年度比で10%以上の削減を図る。	
目標を達成するための取組の内容	(1)CO ₂ 排出量削減=生産性向上により、特に工場で使用エネルギーの90%以上を占める電力消費量の削減(省エネ)を図る。具体的には消費電力の大きい電気焼成炉を連続焼成炉からバッチ焼成炉に変更する。 (2)製品廃棄率を削減するために、製品品質の向上(良品率の向上)を目的として課単位で改善活動を推進する。	
目標を達成するための取組の進捗状況	各課で取組んでいる改善活動の成果を毎月工場幹部に出席してもらって報告会(弊社ではトップ診断と呼んでいる。)を開催している。	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	(1)工場で使用しているエネルギーの排出削減に関してはほぼ計画通り進捗中。 (2)製品廃棄率向上に関しては取組項目により計画通り進捗しているものの、未達の項目があり挽回を図って行く。	
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規(例えば水質汚濁防止、大気汚染防止法)の順守状況については毎月点検等により確認を行なっている。過去に違反及び行政当局からの指摘は発生していない。	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	環境マネジメントマニュアルは年一回見直しを実施している。それに関連して環境目標も見直しを行なっている。本年度もCO ₂ 排出量の削減を含めて環境改善を目的とした品質目標を作成して各課で取組を進めて行く。	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。